

改正

令和2年1月23日告示第6号

坂戸市訪問型サービスC及び通所型サービスCの事業の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち訪問型サービスC（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第2号に規定する基準（以下この条において「基準」という。）に従って、保健及び医療の専門職が短期間に提供する訪問型サービスをいう。以下同じ。）及び法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち通所型サービスC（基準に従って、保健及び医療の専門職が短期間に提供する通所型サービスをいう。以下同じ。）の事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 訪問型サービスC及び通所型サービスCの事業の実施主体は、坂戸市とする。

(事業の内容等)

第3条 訪問型サービスCの事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能を改善するための運動器の機能の維持・向上プログラム実施に関すること。
- (2) 生活機能を改善するための栄養改善プログラム実施に関すること。
- (3) 生活機能を改善するための口腔機能の維持・向上プログラム実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生活機能を改善するために必要な事項に関すること。

2 通所型サービスCの事業内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能を改善するための運動器の機能の維持・向上プログラム実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、生活機能を改善するために必要な事項に関すること。

3 訪問型サービスC及び通所型サービスCの事業の提供期間は、提供開始日からおおむね6か月を限度とする。

(利用対象者)

第4条 訪問型サービスC及び通所型サービスCの事業の利用対象者は、法第115条の45第1項第1号の居宅要支援被保険者等であって、訪問型サービスC及び通所型サービスCの事業の利用により生活機能の向上等を図ることが適切であることを法第115条の46第1項に規定する地域包括支

援センター（以下この条において「地域包括支援センター」という。）及び法第115条の47第5項の規定により地域包括支援センターから法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業（以下この条において「第1号介護予防支援事業」という。）の一部を委託された法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者が実施する第1号介護予防支援事業により必要であると認められたものとする。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、訪問型サービスC及び通所型サービスCの事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月23日告示第6号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。